

# <<クリーニング所(一般)の開設手続きについて>>

クリーニング所(一般):洗濯物の処理、又は受取及び引渡しを行う施設です。

## 《開設手続きの流れ》

### 事前相談

面積や設備などについて基準がありますので、着工前に保健所に図面をお持ちいただき、問題となる箇所がないかご相談ください。  
また、クリーニング所(一般)は、クリーニング業法以外の様々な法令の規制を受けています。関係法令についてもご確認ください。

### 開設届提出

下記の書類をそろえて、保健所に提出してください。このときに、確認検査の日時を調整します。

- クリーニング所開設届
- 平面図
  - ・洗い場、仕上げ場、受取及び引渡場の別、洗濯機や脱水機等の設備を記入してください。
  - ・面積算定の根拠となるように、内法の寸法(単位:cm)を記載してください。
- 施設への案内図(地図)
  - ・商業施設内の場合は、店舗の位置がわかるようなフロアマップも添付してください。
- クリーニング師免許証(原本)
  - ・クリーニング所(一般)の場合、施設ごとに1人以上のクリーニング師を置く必要があります。
- クリーニング業法施行規則第2条に基づく添付文書
  - ・さいたま市内で他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、一覧を作成してください。
- 登記事項証明書
  - ・開設者が法人の場合のみ。
  - ・原本の提出、もしくは原本提示および写しの提出。
- 手数料 17,000円

検査希望日の  
10~14日程度前  
にお手続きください。

### 確認検査

職員が店舗に出向き、届出どおりの構造かどうか、設備はそろっているかどうかなどについて確認検査をします。確認検査で問題がなければ、2~3開庁日で確認がおりますので、営業を開始できます。

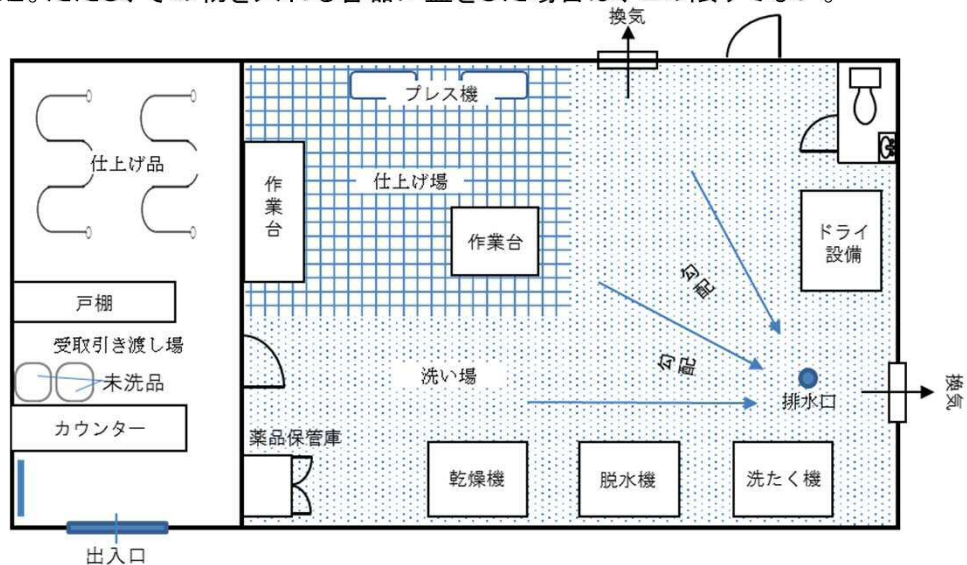
### 確認済証発行

確認済証の交付準備が整い次第、ご連絡いたしますので、保健所窓口まで受け取りにお越しください。

# 構造設備基準 < 一般クリーニング所 >

- **区画**  
クリーニング所は、住居および他の施設（他業種店舗・事務所・控え室・トイレなど）と隔壁等により区画し、専用とすること。クリーニング所と食品を取り扱う施設とを同一施設内に設ける場合は、これらの施設の境界に障壁を設けること。  
※他業種等と施設や設備を兼用することは原則としてできません。
- **仕上場**  
面積は10㎡以上。床は板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
- **洗い場**  
面積は10㎡以上。床はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、適当な勾配と排水口を設けること。側壁は、床から1mまでを、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。業務用の機械として、洗濯機及び脱水機を備えること。（脱水機能付き洗濯機がある場合は脱水機を備えなくてよい。）消毒場を別に設ける場合は、取扱数量に応じた適当な設備とすること。
- **受取引渡し場**  
床は板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
- **排水**  
し尿の付着している物の洗濯に使用した水を放流する場合は、し尿浄化装置を設けて処理すること。（ただし、終末処理場のある下水道に放流する場合は、この限りでない。）  
また、洗濯に使用した水及び排液等は、公衆衛生上支障のないように処理すること。
- **薬品の保管**  
洗濯に使用する薬品等は、安全な場所に保管すること。（保管庫や戸棚等を設けることが望ましい。）
- **作業環境**  
採光、照明、換気を十分にすること。（受渡し場、染み抜き場及び仕上げ場の作業面の照度は、300Lux以上が望ましい。）
- **未洗品と処理済品の区別**  
洗濯又は仕上げの終わった物と終わらない物を入れる容器又は設備（ポール、棚等）を区別して設け、かつ、これらにその旨を標示しておくこと。  
洗濯の終わらない物を仕上場に置かないこと。ただし、その物を入れる容器に蓋をした場合は、この限りでない。

- **苦情の申出先の周知**  
苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面（会員カード、預かり票控え等）を配布すること。



さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 / FAX:048-840-2232 / mail:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp